

こどもの権利の効果（まとめ①）

自分のこどもの権利に**気づく**。



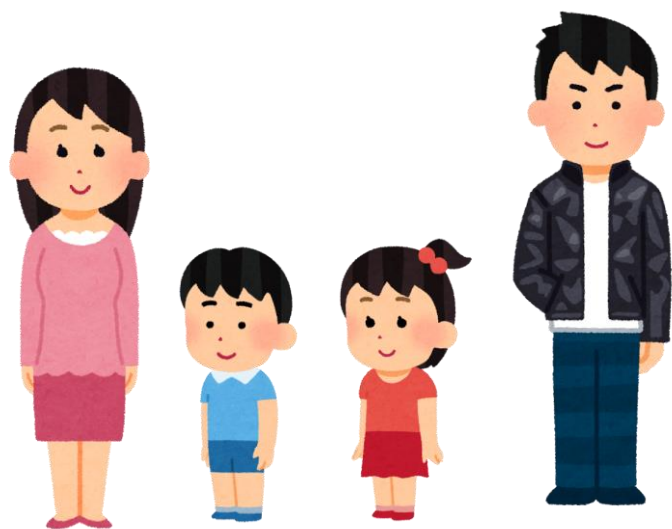
相手や周りの人に相談する。**声をあげる**。



こどもの権利が**守られる**。
日々の生活が**快適**になる。

意見がとおらないとき

こどもの権利 = 人権は、みんなにある



意見がぶつかってしまったときは

対等な立場で話し合って

折り合いをつける

こどもの最善の利益（4原則の1つ）

こどもに関することが決められ、行われるときは、

「そのこどもにとって最もよいことは何か」を

第一に考える。

はたして

「こどもの意見＝最もよいこと」？

こどもの最善の利益

ここに注意！

こどもの主張を**そのまま**叶えるのが
必ずしもいいわけではない

こどもが**本当**の思いや考えを
言葉にできていない場合もある

大人は、**自分の都合**から考えていないかを
自覚する必要がある

こどもの最善の利益

こどもの個性、成長段階

家庭の経済状況、家族構成など

実現できることには限界がある

条件のもとでのbest

「最もよいこと」は 状況によりさまざま

こどもの最善の利益

そのこどもにとって

「最もよいこと」にたどり着くためには・・・

こどもの意見をしっかりと聴く

周りの大人と十分に話し合う

こどもの最善の利益

決まった「最もよいこと」が

そのこどもの意見とちがうときは・・・



なぜその結論になったのか

大人はその理由を十分に説明
こどもは説明を求めよう

こどもの最善の利益

こどもにとっては

「自分の意見どおりではないけれど

自分を大切に考えてもらった結果だ」

と感じられていることが大切！



リーダーの掟（会議でのルールとマナー）

一つ 恥ずかしがらず、積極的に意見を言おう

何を話しても間違いなんてない。まとまってもなくてもOK

一つ 他の人の意見は、さえぎらず、否定せず、しっかりと聴こう

ものの見方、考え方はひとそれぞれ、自分と違うものこそ尊いものです。

一つ ここで聞いたことは、ここだけの秘密にする

相手の個人的なことはむやみに聞かない。ほかで話さない。

こどもの最善の利益（グループ討議①）

「自分を大切にしてもらっている」と

感じるのはどんなときですか？

検討 → グループ討議 → 発表



こどもの最善の利益

こどもにとっては、



意見がとおらなかった場合も含めて

「自分を大切に考えてもらった結果だ」

と感じられていることが大切！

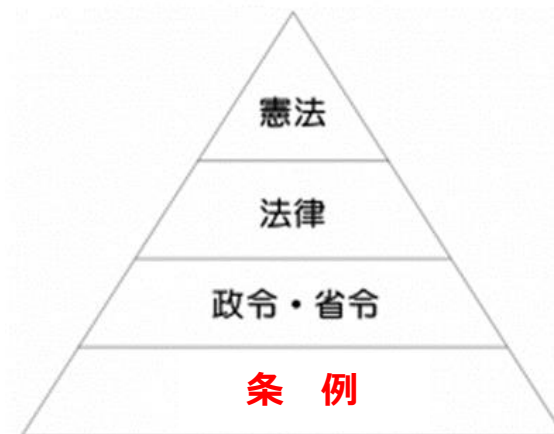
条例とは

自治体が制定するまちのルール（法）

地方自治体の区域内で適用される自治立法

国の法令に違反しない範囲で定める

議会の議決が必要



条例とは

区民に義務を課し、権利を制限するとき

⇒ 条例が必要

例) 区民税

公の施設の使用申請、使用料についても

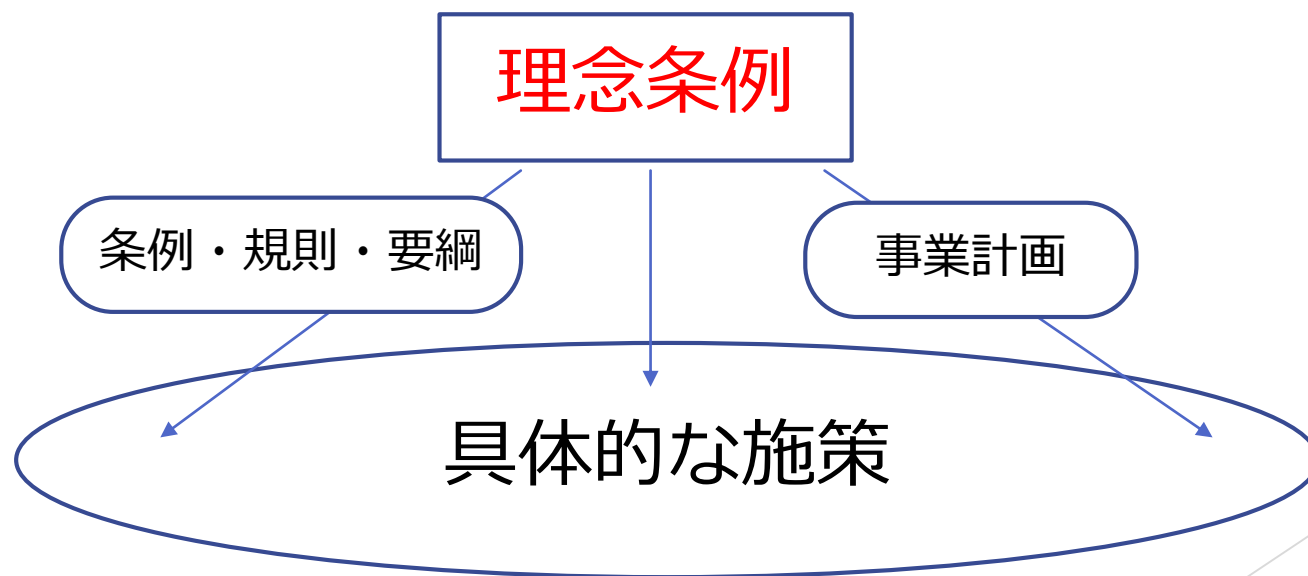
⇒ 条例が必要



条例とは

(仮称) こどもの権利に関する条例

= 理念条例 行政の基本的な考え方、
姿勢や枠組みを示す



条例前文とは

理念条例には、

前文（ぜんぶん、まえぶん）が置かれることがある

前文とは・・・ 制定の趣旨、理念、目的などを
強調して述べた文章

前文 ~~~~~
~~~~~

第1条 ○○○○○○○○  
第2条 ○○○○○○○○  
第3条 ○○○○○○○○

具体的なルールは定めない

# 前文をみてみよう（グループ討議②）

先行自治体の条例前文を読んで

事例① A区

事例② B市

感じたこと、考えたこと

いいなと思ったところは？

検討 → グループ討議 → 発表





# お題（次回予告）

- 1 みなさんや周りの人の  
「こどもの権利」の現状はどうですか？

ヒント **権利の種類**ごとに見つめ直してみましょう

- 2 どんな自分になりたいですか？

ヒント **権利の種類**を意識して考えてみましょう

- 3 「こどもの権利」を守るために  
自分ができること！  
大人や社会にしてほしいこと！

# おつかれさまでした！！

こどもの権利についての理解は深まりましたか？

次回もぜひご参加ください！

**よろしくお願いします**

